

第2編 基本計画

第2章

誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり

第1節 安心して住み続けられる保健・医療と福祉の充実

- 2-1-1. 健康づくりの推進
- 2-1-2. 保健事業の推進
- 2-1-3. 医療環境の充実
- 2-1-4. 子育て支援・少子化対策の充実
- 2-1-5. 高齢者福祉の充実
- 2-1-6. 障がい者福祉の充実
- 2-1-7. 安定した社会保障制度の運営

第2節 安心して結婚・移住・定住できる環境づくり

- 2-2-1. 結婚・出産しやすい環境と交流機会の創出
- 2-2-2. 若者や子育て世代の移住定住促進

2-1-1. 健康づくりの推進



◆現状と課題

●町民の健康づくりの推進

近年、健康づくりに対する国民の関心が高まり、健康に関するニーズも多様化しています。本町では、2023（令和5）年度に、「第三次越前町健康増進計画」を策定し、「誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり」を基本理念に施策を展開しています。健康づくりを推進するに当たり最も重要とされる健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）は、男性が79.7歳、女性が84.1歳で、男女ともに福井県並びに全国を下回っているため、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、社会とのつながりの維持など、健康寿命の延伸に向けた取り組みが求められます。

●各年齢層に応じた健康づくりの推進

社会の多様化や人生100年時代が本格的に到来することを踏まえた健康づくりは、各年齢層（乳幼児・学童期、青年期・壮年期、高齢期）ごとに異なる課題があり、生涯を通じて健康寿命を延ばすことが重要です。越前町健康づくり推進協議会は、町内における健康づくりの方策を横断的に企画・審議するに当たり、各年齢層に応じた食生活、運動、睡眠、社会参加といった要素をバランス良く取り入れる必要があります。

●生活習慣改善の推進

2023（令和5）年度越前町健康づくりに関する意識調査では、体格指数(BMI)を用いて肥満度を判定し、適正体重ではない人が、男性は37.2%、女性は31.9%となっています。特に男性は肥満の割合が女性に比べて高く、悪化しています。肥満は、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、適切な栄養・食生活、運動の習慣化、喫煙等の生活習慣の改善を支援していく必要があります。

●こころの健康づくりの取り組み

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるように、自殺予防の普及啓発や相談業務等を積極的に実施し、こころの健康づくりに取り組んでいく必要があります。

▼健康フェアにおける健康測定コーナー



▼健康づくり出前講座



◆ 施策の展開方針

① 健康寿命の延伸

- 健康に関する生活習慣の改善に加え、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組みます。
- 健康イベント時は、他のイベントとの共催や町民の身近な場所に保健師等が出向いて、地域密着型の健康づくりを展開することで参加者層の拡大を図り、町民に広く健康づくりの大切さを周知・啓発できるよう取り組みます。
- 企業や民間団体等と連携し、町全体で効果的な健康づくりの環境整備を図ります。

② こころの健康づくりの推進

- 臨床心理士やカウンセラー等の専門家による相談を実施します。
- 広報やパンフレット、講演会等により自殺予防の意識の普及を図ります。
- 経済的な問題やこころの問題等に対して、庁内外の関係機関と連携し、重層的な相談支援体制を整備します。
- 自死遺族に対する支援を行います。

③ 感染症対策の推進

- 感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 予防接種法に基づいた定期予防接種を実施し、感染症の発生やまん延防止を図ります。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆健康増進意識の啓発 ◇生活習慣改善の取り組みに対する支援（運動習慣の増加、肥満者の減少、喫煙の減少、減塩の取り組みの推奨） ◇地域の主体的な健康増進の取り組みに対する支援 ◇広報えちぜん、町ホームページ、SNS等を活用した普及啓発		○
◆自殺予防意識の普及啓発 ◇健康フェア「心のコーナー」の設置、パネル展示やストレスチェックの配布 ◇ゲートキーパーの養成講座やこころの相談会の実施 ◇広報えちぜん、町ホームページ、SNS等を活用した普及啓発		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

2-1-2. 保健事業の推進



◆現状と課題

●健診受診率の状況

2024（令和6）年度の健康診査及び各種がん検診（以下「健診等」とする。）の受診率は、2020（令和2）年度と比較して微増傾向です。特定保健指導率は68.0%（2024（令和6）年度）となっています。

●各種保健事業の展開

本町では、2023（令和5）年度に「越前町国民健康保険第3期保健事業実施計画」「第4期特定健康診査等実施計画」「第三次越前町健康増進計画」を策定し、糖尿病や循環器疾患等の生活習慣病の発症予防や重症化予防を最重点目標として、乳幼児から高齢期まで切れ目のない保健事業を展開しています。

健康づくりの出発点である健診等の受診率が目標に達成できていない現状であり、特定保健指導対象者には確実に保健指導ができるように、訪問等の個別指導を実施しています。がんと並んで主要死因の大きな一角を占めている脳血管疾患や心疾患を含む循環器疾患の原因は生活習慣と深く関わっており、生活習慣の改善は健診等が動機になることが多いため、健診等の受診率向上対策が重要です。

●健康増進の普及啓発

今後とも健診等の受診率を高め、受診者へのフォローアップを充実するとともに、町民の健康意識の向上を図り、各個人が主体的に生活習慣の改善や疾病予防に取り組んでいくことが求められます。

▼受診率の状況

	2020（令和2）年度	2024（令和6）年度
特定健診（%）	31.3	34.7
5がん検診（70歳未満）（%）	32.2	34.3

（資料：庁内担当課調べ）

▼健康教室の様子



▼減塩指導の様子



◆ 施策の展開方針

① 健康増進事業の充実

- 循環器疾患や糖尿病、がんの発症予防、重症化予防のためには、健診等を受診することが重要です。健診等の受診率向上のため、対象者へのわかりやすい個別案内、広報や健康フェア等を利用した啓発等に努めます。
- 生活習慣改善のためには、受診者の生活に沿った健診等受診後の保健指導も重要です。家庭訪問や健康相談、結果説明会、医療機関と連携した保健指導など、きめ細かな保健指導に努めます。
- 健診等受診後に医療機関への受診勧奨値となった人や精密検査判定となった人には、医療機関への受診を勧め早期治療へつなげます。

② 健康意識の向上

- 健康の維持・増進に関する情報をわかりやすく提供し各個人が主体となった生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けた保健事業を行い、町民の健康意識の向上を図ります。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 各種健診体制の充実 ◇周知方法の工夫（個人通知、広報、ホームページ、SNS） ◇わかりやすい通知内容の工夫 ◇未受診者に対する受診の勧奨（特定健診、長寿健診、5がん検診）		○
◆ 保健指導の充実 ◇特定保健指導、重症化予防のための保健指導等の充実		○
◆ 糖尿病性腎症重症化予防 ◇糖尿病未治療者や治療中断者への医療機関受診の勧奨 ◇糖尿病治療中の血糖コントロール不良者や腎機能低下者に対する保健指導の実施		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

2-1-3. 医療環境の充実



◆現状と課題

●町内の医療機関の状況

本町には、現在、病院が2箇所、一般診療所が4箇所あります。中でも越前町国民健康保険織田病院は救急告示病院で、一般病床55床及び13の診療科があり、本町における地域医療の基幹病院としての機能を担っています。2025（令和7）年度以降、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となることで、超高齢化社会が本格化します。医療需要増と医療従事者不足という課題に対応するため、地域医療構想に基づいた病床の機能分化、医療・介護の連携、人材育成と定着、かかりつけ医による外来・在宅医療提供体制の強化が求められます。

●医療ニーズの変化や医療サービスの高度化への対応

急速な高齢化の進展に加え、疾病構造の変化、医療技術の高度化など、地域医療を取り巻く環境は大きく変化しています。これらに対応するため、病院経営の安定化を図りつつ織田病院を核とした医療機能のさらなる拡充が求められます。

●地域を支える身近な医療サービスの展開

本町の属する丹南二次医療圏は、依然として町外都市部に偏重した病床配分がみられ、高齢化の進行する地域には実態に即した身近な医療サービスを包括的に展開していく必要があります。

●地域の医療機関を核とした連携体制の強化

多様な課題に対応するため、織田病院と公立丹南病院、地域の病院や診療所、大学病院等の地域医療機関がコミュニケーションを図り、保健・医療・福祉の横断的な支援連携体制を強化する必要があります。

▼織田病院における延べ入院患者数の推移

	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年
1日平均(人)	49.0	47.8	45.1	42.1	45.2	47.2
病床利用率(%)	89.1	86.8	81.9	76.5	82.2	85.9

(資料：織田病院)

▼織田病院における延べ外来患者数の推移

	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年
1日平均(人)	177.0	153.9	171.3	179.7	178.2	190.6

(資料：織田病院)

◆ 施策の展開方針

① 地域医療連携の機能充実

○入院患者の在宅療養に関する相談、転院に関する相談、または福祉に関する相談等に対しては、相談者の療養生活における様々な問題について関係機関との調整を行い、解決に向けてのお手伝いができるよう、地域医療の基幹病院として体制の充実を図ります。

② 医療機関との療養情報の共有

○「福井メディカルネット」を活用し、患者がどこに住んでいても、どこの病院へ転院しても継ぎ目のない医療を受けることができるよう、医療機関との療養情報の共有を図っていきます。

③ 身近な医療サービスの確保

○住み慣れた地域で自分らしく健康で過ごすことができるように、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制を確保します。

④ 感染症対策の推進

- 感染症が発生した場合は、早期の診断及び入院医療体制を整え、患者の重症化防止及び早期回復と、感染拡大防止を図ります。
- 病院、診療所等は、施設内における感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置を講じるよう努めます。

⑤ 近隣公立病院との連携体制

○丹南医療圏域内にある公立丹南病院は、織田病院と同じく公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者となっています。両院が病床機能や医療人材の確保育成等について情報を共有し、それぞれの適切な役割を果たしていけるよう努めます。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 指定管理運営事業（織田病院） ◇ 指定管理者制度の継続による良好な病院経営 ◇ 医師の供給等の人的資源の確保		○
◆ 医療機器設備等事業（織田病院） ◇ 医療機器の整備・更新 ◇ MRI のアップグレード ◇ 電子カルテシステムの更新		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。
 なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

2-1-4. 子育て支援・少子化対策の充実



◆現状と課題

●減少傾向にある出生数

本町の出生数は110人（2024（令和6）年度）であり、2019（令和元）年度時の115人に比べて5人（5%）減少しています。一部地域において子育て世帯の定住化が進んでいるものの、出生数は微減傾向にあります。減少が進む要因と考えられる非婚化・晩婚化や共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化、核家族化等による育児への心理的・経済的な負担等に対応し、ワークライフバランスや子育てにかかる不安解消に向けてより一層取り組んでいく必要があります。

●多様なニーズに対応した保育サービスの推進

町内には保育所等が11箇所あり、また、地区ごとに児童館を設置し、放課後児童クラブを実施するなど、充実した児童福祉・保育環境を有していますが、ライフスタイルの変化や就労環境の多様化等により、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化していることから、多様なニーズに対応できる児童福祉・保育環境の整備や保育サービスの充実など適正な事業運営が求められます。

●子育て支援の充実と支援体制の強化

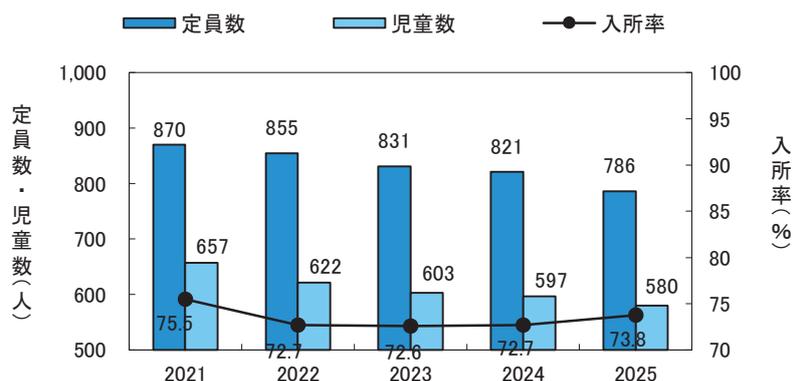
核家族化、地域のつながりの希薄化等による保護者の子育てに対する不安感や孤立感の増大、さらにこどもの貧困や児童虐待など子育て家庭を取り巻く問題は複雑化していることから、子育て家庭への経済的な支援や児童虐待の防止、相談窓口の充実、子育て家庭の交流促進など、きめ細かな支援体制の強化が求められます。

▼町内児童福祉施設利用者数

施設名	箇所数	延べ利用者数
保育所等	公立4箇所 私立7箇所	580人/日
児童館	5箇所	959人/月
子育て支援センター	公立3箇所 私立2箇所	505人/月

※保育所延べ利用者数のみ 2025（令和7）年4月1日現在の在籍数
（資料：庁内担当課調べ）

▼町内保育所・認定こども園の定員数と園児数の推移



（資料：庁内担当課調べ）

▶ 2-1-4. 子育て支援・少子化対策の充実

◆ 施策の展開方針

① 児童福祉・保育環境の充実

- 一時預かり保育や延長保育、障がい児保育、放課後児童クラブ、ひとり親家庭への支援など、家庭環境やこどもの成長に応じた子育て支援サービスを提供します。
- 保育士等の確保に努め、多様化する保護者ニーズへの対応と地域の子育て環境の充実を図ります。
- 子ども医療費や保育料の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。
- 子育て短期支援事業やすみずみ子育てサポート事業等の実施により、子育て家庭への支援を図ります。

② 子育て支援体制の強化

- 地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センターを中心に児童館や放課後児童クラブなど、子どもや保護者が安心して過ごせる場、仲間づくりや交流のできる場を提供します。
- 子育て家庭が孤立することがないように、児童虐待防止や育児相談等の支援体制強化を図ります。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 多様なニーズに対応した児童福祉、保育サービスの充実 ◇ 保護者の多様なニーズに応じた各種保育事業の実施		○
◆ 病児・病後児保育の継続 ◇ 織田病院における病児・病後児保育の実施 ◇ 第2子以降の未就学児、多胎児の第1子である未就学児及びひとり親家庭の利用料補助による経済的支援		○
◆ 保育料に対する助成 ◇ 第2子以降の保育料の無償化及び第3子以降の副食費の無償化（すくすく保育事業）		○
◆ 地域での子育て支援体制の構築 ◇ 子育て短期支援事業等の家庭支援事業の実施 ◇ 児童虐待防止や育児相談など体制の強化、仲間づくりや交流できる場の提供		○
◆ 放課後児童対策の推進 ◇ 放課後児童クラブの充実（場所、人材の確保） ◇ 放課後児童クラブ以外のこどもたちの居場所の確保（放課後子ども教室、放課後等デイサービス等）		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

2-1-5. 高齢者福祉の充実



◆現状と課題

●高まる高齢化率

本町の高齢化率は2025（令和7）年4月1日現在で36.0%と全国平均（29.3%）を上回り、福井県内でも高い水準にあります。

●高齢者の介護予防の取り組み

これまで介護保険事業等により高齢者福祉の充実に努めてきましたが、要介護者や給付費は予想を超える勢いで増加しています。このことから、介護予防を重視した事業により元気な高齢者の自立した生活を支援し、要介護者の増加を防止する施策を進めています。

●多様なニーズに対応できる体制づくり

高齢者の一人暮らし及び高齢者夫婦世帯の割合（2024（令和6）年度）は29.7%で、今後さらに増加していくことが予想されます。住み慣れた地域や家庭で健康に暮らし続けるためにも、生活支援サービスの充実、介護予防・健康づくりの推進、地域包括ケアの構築、認知症対応の推進などサービスの質を維持・向上させながら、新たなニーズに対応できる体制づくりが課題となっています。

●元気な高齢者の社会参加

高齢化にあわせ、経験豊かで元気な高齢者が活躍する社会づくりやボランティアへの参加体制等を整備し、生きがいをつくり、できる限り要介護状態にならないようにするための支援が必要です。

▼越前つるかめ教室の様子



▼認知症サポーター養成講座の様子



◆ 施策の展開方針

①健康づくり・介護予防の推進

- 高齢者が地域で継続した自立生活の確保や要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止するため、介護予防の取り組みを一層強化します。
- 日常生活支援サービス事業や介護予防事業の新たな展開等により、地域での健康づくりの充実や、多様な主体による支えあいの仕組みを構築します。
- 認知症になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるように、当事者や家族の声を反映した支援体制づくりを目指します。

②在宅医療・介護連携の機能強化

- 地域の実情に応じた在宅ケア体制を整備するために、在宅医療・介護の連携を図るコーディネーターを配置し、地域の在宅医療、介護関係者等の顔のみえる関係づくりを強化します。
- 医療・介護関係機関の連携によるサービス提供体制の充実や地域住民への在宅ケアの普及啓発を図ります。
- 関係者との連携を図り、避難行動要支援者への支援体制を確立します。

③安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って暮らしていくことができるよう、就労支援や生涯学習・生涯スポーツ環境の整備、交流機会の拡充など、積極的に地域社会に参加できる環境づくりを推進します。
- 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の人でも、安心して自宅での自立した生活が継続できるよう、高齢者福祉サービスのさらなる充実に努めます。
- 障がいのある高齢者など支援を必要とする人をいち早く発見し、積極的に見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる町づくりを目指します。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆高齢者の生きがいづくりの推進 ◇高齢者の就労機会のあるシルバー人材センターや高齢者の活動拠点である老人クラブの活動に対する支援		○
◆地域ぐるみの福祉ネットワークの構築 ◇高齢者見守り体制の地域レベルでの実践 ◇社会福祉協議会やシルバー人材センターとの連携による高齢者サービスの継続	○	
◆生活支援・介護予防の充実や地域課題の解決に向けた体制づくり ◇協議体独自の支え合いや助け合い活動創出、お互いさまの地域づくり機運の醸成 ◇関係団体で情報共有や連携・強化を図り、ネットワーク構築と支援体制整備・実現に向けた検討	○	○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

2-1-6. 障がい者福祉の充実



◆現状と課題

●障がい者数の状況

本町の障害者手帳保持者数について、2019（令和元）年度末から2023（令和5）年度末にかけて、身体障害者手帳保持者は118人減少（1,379人から1,261人）、療育手帳保持者は21人の増加（199人から220人）、精神障害者保健福祉手帳は7人（192人から199人）の増加となっています。

●本町で暮らし続けるために求められること

2021（令和3）年10月に実施した障がい児の保護者、障がい者を対象としたアンケート結果によると、「一人暮らし」「家族と暮らしている」「グループホームで暮らしている」など本町で生活している人の割合は90.3%で、本町での生活を継続するために必要なこととして「相談体制の充実」「周囲の理解」「移動（外出）支援の充実」「公共施設・交通機関等のバリアフリーの整備」「在宅サービスの充実」が挙げられています。

●障がいのある人の雇用と就労支援

就労支援事業所から一般就労への移行を目指し、本人が職場に定着できるよう事業所と連携して、切れ目のない支援を常に考えていかなければなりません。町内には就労系関係の事業所が少ないため、町外へ通所しなければなりません。地域の公共交通を担う路線バスの減便により、通所が困難になっています。そのため、就労の機会が失われている利用者もいることから、どこの地区からでも負担をかけず同じように通所できるような独自の取り組みが必要です。

▼身体・知的・精神障がい者数の推移

（単位：人）

	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
身体障がい者	1,379	1,345	1,328	1,298	1,261
知的障がい者	199	200	210	215	220
精神障がい者	192	191	186	184	199

（資料：庁内担当課調べ）

◆施策の展開方針

①障がい福祉サービスの充実

- 入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。
- 地域共生社会の実現に向けた取り組み等を計画的に推進します。
- 保健、保育、教育、福祉等の連携を深め、相談体制の充実を図ります。
- 障がい児の健やかな育成のために、専門的な発達支援を行う通所支援等の充実を図ります。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

②障がい者の自立と社会参加の支援

- 一般就労を目指し、福祉事業所での職業訓練や各機関と連携した支援を行います。
- 障がい者が地域で生活するためには、地域の理解が必要であることから、広報や人の集まる機会を利用したり、民生委員、障がい者相談員、社会福祉協議会と連携し、障がい者への理解を深めます。

▶ 2-1-6. 障がい者福祉の充実

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<p>◆ 障がい者への雇用機会の創出</p> <p>◇ 福祉施設、ハローワーク、相談支援専門員等と連携して、就労意欲・能力のある障がい者が自分自身で就労選択できる体制の支援</p>		○
<p>◆ 障がい児の健やかな育成支援</p> <p>◇ 気がかりな児童や障がいのある児童が放課後等児童クラブを利用できるような体制づくり</p> <p>◇ 療育が必要な障がい児が、ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援が受けられる体制の強化</p>		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。
 なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

▼ 民生委員児童委員と相談支援専門員とのワークショップ



▼ 鯖江市・越前町障がい者就労支援事業所合同セミナー



第1章 快適で安全に住み続けられるまちづくり

第2章 誰もが健康で暮らしやすさを実現できるまちづくり

第3章 人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり

第4章 人と仕事の活力みなぎるまちづくり

第5章 ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり

第6章 持続可能な健全行財政のまちづくり

2-1-7. 安定した社会保障制度の運営



◆現状と課題

●高齢化等に伴う社会保障費の増大

私たちが健やかで安定した生活を送られるよう、医療保険や介護保険、年金等の社会保険制度は適正かつ健全であることが求められます。医療費については、高齢化や生活習慣病の重症化、診療報酬の上昇等により、一人当たりの医療費が増えていることから、現役世代への負担が大きくなっています。

●社会保障制度の運営状況

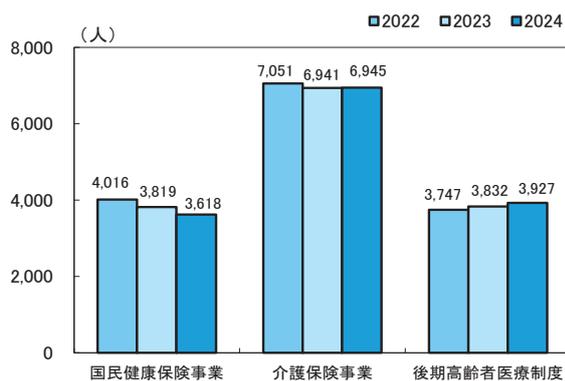
国民健康保険には、町民の約17.6%（2024（令和6）年度末）が加入し、前期高齢者（65歳～74歳）がその過半数を占めています。団塊の世代の後期高齢者医療への移行により、被保険者の減少が進み、今後も少子高齢化による減少が見込まれるため、持続可能な制度運営が求められます。

後期高齢者医療保険の被保険者は、75歳以上の方を主とし、町民の約20.2%（2024（令和6）年度末）が加入しています。近年の一人当たりの医療費は増加傾向にあるため、健全な制度運営に向けて医療費の抑制等に取り組むことが必要です。

●制度の意義や必要性の認識

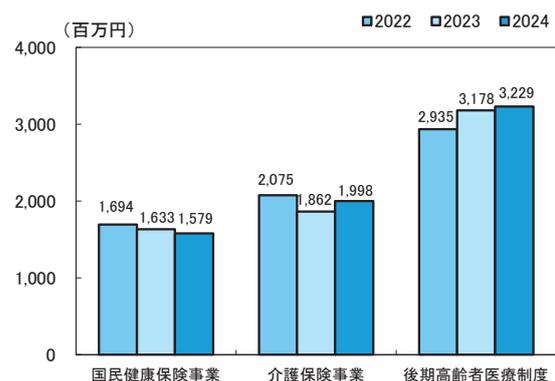
医療保険や介護保険、年金制度に関する町民の理解は十分とは言い難く、保険税（料）の収納への影響も懸念されます。制度の意義や社会的な問題点等を共有し、町民みんなで社会保障制度を支える健康的なまちづくりを推進していくことが求められます。

▼平均被保険者数の推移



(資料：庁内担当課調べ)

▼給付額の推移



(資料：庁内担当課調べ)

▶ 2-1-7. 安定した社会保障制度の運営

◆ 施策の展開方針

① 持続可能な社会保障制度の運営

- 福井県内の国民健康保険の被保険者が同じ水準の保険税（料）を負担する仕組みとすることで、国民健康保険制度の持続と安定化を図ります。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険については福井県後期高齢者医療広域連合と共に被保険者の医薬品の重複多剤や後発医薬品等の利用を促進し、医療費の適正化に努めます。
- 後期高齢者医療保険料の未納者への早期対応や適期収納対策に取り組み、未収保険料の縮小に努めます。
- 保健・医療・福祉が連携して行う介護予防や特定健診・健康づくり活動を継続し、医療費及び介護給付費の抑制に努めます。

② 社会保障制度に関する周知・啓発

- 広報誌等を活用し、保健事業や医療・介護保険制度の分かりやすい案内に努めます。
- 国民年金被保険者に対し、日本年金機構と共に制度の意義や保険料納付、各種手続きの必要性等について周知・啓発を図ります。
- 低所得者福祉については、国の制度の適正運用に努め、生活困窮者や被保護世帯の自立支援を推進します。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 国民健康保険料水準の県内統一化 ◇2030（令和12）年度統一予定に向けた国民健康保険財政の調整		○
◆ 制度や手続きの適切な周知と医療費の適正化や健康・疾病予防に対する意識の啓発 ◇広報誌等によるわかりやすい案内 ◇医療費通知やジェネリック医薬品の利用促進 ◇被保険者の健康の保持・増進等について、定期的に発信・啓発		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

2-2-1. 結婚・出産しやすい環境と交流機会の創出



◆現状と課題

●非婚化・晩婚化の進行

近年、女性の活躍や価値観の多様化、社会経済情勢の変化に伴う出産・子育てに対する意識の低下等を背景に、平均初婚年齢は男女とも全国的に上昇し続けており、2023（令和5）年時点では男性（夫）31.1歳、女性（妻）29.7歳となっています。本町では男性（夫）30.6歳、女性（妻）28.9歳と全国に比べてやや若いものの上昇傾向であり、非婚化・晩婚化が進行しています。

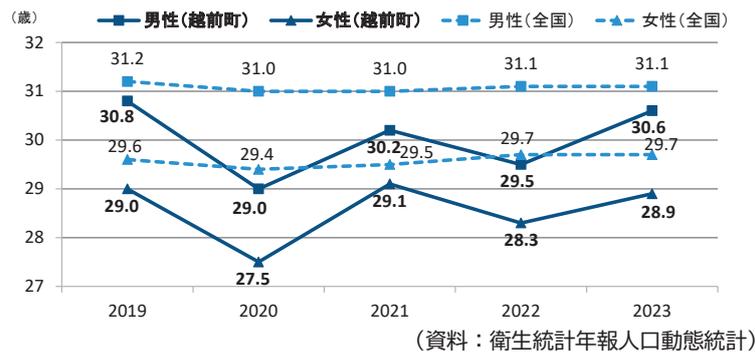
●出生率の低下

このような非婚化・晩婚化に伴い、出生率は減少傾向にあります。2023（令和5）年の出生率（人口千人あたりの出生数）では、全国6.0、福井県6.3に対して本町5.3であり、全国や福井県よりも低い状況が続いています。今後も少子化が進み、人口減少が見込まれることから、より一層こどもを産み育てやすい環境づくりが求められます。

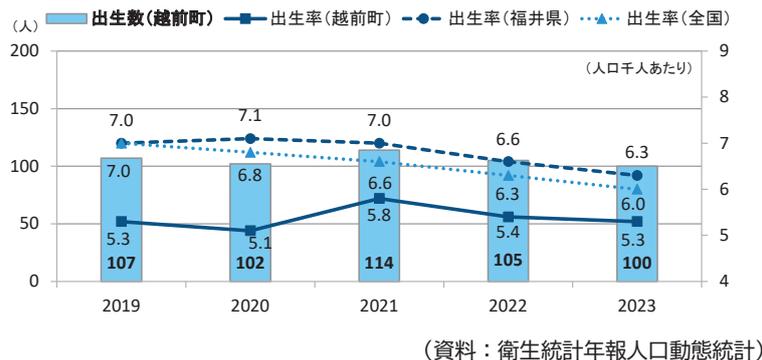
●出会い～結婚～出産の切れ目のない支援の必要性

非婚化や晩婚化、出生率の低下に対しては、出会いの機会の少なさやライフスタイルの変化、就労環境の多様化、出産のリスクや子育てに対する不安等さまざまな要因が考えられ、これらを一体的に捉えた切れ目のない支援が求められます。本町では、2025（令和7）年5月に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行っています。

▼平均初婚年齢の推移



▼出生率の推移



▶ 2-2-1. 結婚・出産しやすい環境と交流機会の創出

◆ 施策の展開方針

① 出会い・結婚の支援

- 縁結びイベントの開催など、出会いの場の創出支援を継続し、非婚化・晩婚化の抑制と若者の定住促進を図ります。
- 町内で結婚、定住する夫婦に対する補助支援等の充実を図ります。

② こどもを産み育てやすい環境の構築

- 生活と仕事の両立が可能になるよう、ワークライフバランスの実現に向けた情報提供や啓発活動を推進します。
- 将来を担う子どもたちを地域で育て、支える仕組みをつくるため、子育てに関する地域ボランティア人材の確保及び育成を図ります。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、孤立した子育てを防止し、虐待リスクを防ぐため、出産前から継続して妊婦、子育て世帯とつながりを保ち、気軽に相談できる環境や関係性を構築します。
- 子育てアプリ等を活用し、子育て支援情報の発信、各種教室のオンライン予約等、適切な支援やサービスの提供を行います。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 妊産婦及び乳幼児の健康診査の推進 ◇妊婦健診（14 回分）、産後健診（1 ヶ月）、乳児検診（1 ヶ月、4 ヶ月、10 カ月）に係る費用の助成 ◇幼児健診（1 歳6 ヶ月、2 歳児歯科、3 歳、5 歳）の推進 ◇健診後フォローの充実		○
◆ 不妊治療対策の推進 ◇特定不妊治療に対する支援		○
◆ 妊娠・出産・子育ての相談支援の充実 ◇妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談体制の構築 ◇妊娠届時から産後2 カ月までの面談や訪問の実施 ◇乳児期における育児教室の開催		○
◆ 結婚祝品事業 ◇新婚夫婦に対して、結婚祝品として商品券を支給		○
◆ 出産育児祝金 ◇こどもが生まれた保護者に対して、祝金を支給		○
◆ 結婚新生活支援事業、早婚夫婦支援事業 ◇若い世代の新婚世帯のうち、一定の要件を満たす夫婦に対して新婚生活のスタートアップ等に係る費用の一部を補助		○
◆ 縁結びイベント開催委託事業 ◇町内に在住する独身男女の出会いの機会を創出		○
◆ 産後ケア事業の推進 ◇利用しやすい産後ケア事業の整備 ◇利用料に係る経済的支援		○
◆ 子育て支援アプリで妊娠、出産、育児をサポート ◇母子健康手帳（冊子）の情報の一部をデータ化 ◇子育て世代に必要な情報提供及びこどもの健診や各種教室等のオンライン予約		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

2-2-2. 若者や子育て世代の移住定住促進



◆現状と課題

●移住に向けた人の流れの創出

町では、これまで様々な人口減少対策に取り組んできましたが、歯止めをかけるまでには至っていません。恵まれた自然環境や地域資源を活かした働き方・暮らし方の提案等により、移住に繋げるための人の流れを創る必要があります。

●UIターンを支える「働く場」と「住む場」

国は、東京圏への過度な一極集中の改善と地方における人口減少問題に対応するため、地方移住への推進、企業の地方移転や若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための住まいに関する支援など、地方における定住人口の増加に取り組んできました。

2024（令和6）年度に実施した「町民意識調査」結果では、人口減少対策として本町が取り組むべきことについて、「空き家情報バンク登録物件の購入や改修、賃借に対する費用の助成」や「UIターン移住就職の支援」の割合が高くなっていました。

これらのことから、UIターンのポイントは「働く場」と「住む場」であり、それらをいかに確保し、受け入れ環境を充実していくかが課題となっています。

●空き家の有効活用による定住促進

今後も増え続ける空き家を有効活用し、UIターン者や子育て世代等が安心して定住できるよう、引き続き空き家の購入や改修に対する支援が必要となっています。

●体験施設を利用した移住者の誘致

全国各地で移住者の誘致活動が活発化していることから、本町の魅力である暮らしやすさや子育て・教育環境等を強く情報発信することが重要となります。

また、移住・二地域居住体験施設を有効に活用し、関係人口の創出等から移住定住に繋げていくことが求められています。

▼移住・二地域居住体験施設「Mohage（モハーヂュ）」



◆ 施策の展開方針

① 「働く場」の確保と「住む場」の提供

- UI ターンの大きなポイントの一つとなる「働く場」を町内に確保するため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備、起業への支援に取り組みます。また、正規雇用等の割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図ります。
- 新築住宅取得への支援や空き家の活用等により、若者や子育て世代、UI ターン者の「住む場」を提供します。

② 若年層の定着

- 進学・就職期をターゲットとした若年層への移住・定住施策を充実させ、住み続けることのできる環境やUI ターンしたくなる環境を整えます。

③ 移住・定住に関する情報発信の強化

- 移住支援サイトの運営をはじめ、東京など都市圏での移住イベントや SNS 等での情報発信を強化します。

④ 移住・二地域居住の体験機会の充実

- 移住・二地域居住体験施設を活用し、本町での暮らしを気軽に体験し、本町の良さを実感してもらうため、地域の受入体制の構築を図ります。

◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ UI ターンの促進 ◇ UI ターンによる移住、定住を促進するための助成制度の実施		○
◆ 若年層の定住促進 ◇ 大学等就学のために貸与された奨学金返還額の一部支援 ◇ 持ち家取得等に係る支援		○
◆ 移住・定住に関する情報発信の強化 ◇ 移住支援サイトの掲載内容・機能の充実 ◇ 移住フェアやInstagram等の SNS を活用した情報発信		○
◆ 移住・二地域居住の体験受入体制の充実 ◇ 移住・二地域居住体験施設体験プログラムの充実や利用方法の見直し ◇ 町の魅力を実感し、移住に繋げる体験ツアー等の実施		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。
なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

◆景観フォトコンテスト 2023 in 越前町 写真の部

□自然景観テーマ賞（抜粋）



「エボシ山展望台で星空観察」

□歴史文化景観テーマ賞（抜粋）



「茅の輪くぐり」